

短期入所生活介護(ショートステイ)

【介護給付】 (基本サービス費+看護体制加算+サービス体制加算+食費+居住費)×利用日数+

送迎片道184円+処遇改善加算

単位:円

	基本サービス費	看護体制加算 サービス体制加算		食費	居住費	利用日数	送迎片道 184円	処遇改善 加算	1日当たり の目安
要介護1	682	30	第1階層	300	820	× 利用日 数(A)	送迎回数 (B)	8.3% ※1	2,090
			第2階層	390	820				2,180
			第3階層	650	1,310				2,930
			第4階層	1,380	1,970				4,320
要介護2	749	30	第1階層	300	820				2,163
			第2階層	390	820				2,253
			第3階層	650	1,310				3,003
			第4階層	1,380	1,970				4,393
要介護3	822	30	第1階層	300	820				2,242
			第2階層	390	820				2,332
			第3階層	650	1,310				3,082
			第4階層	1,380	1,970				4,472
要介護4	889	30	第1階層	300	820				2,315
			第2階層	390	820				2,405
			第3階層	650	1,310				3,155
			第4階層	1,380	1,970				4,545
要介護5	956	30	第1階層	300	820	2,387			
			第2階層	390	820	2,477			
			第3階層	650	1,310	3,227			
			第4階層	1,380	1,970	4,617			

【要支援】 (基本サービス費+サービス体制加算+食費+居住費)×利用日数+送迎片道184円+処遇改善加算

	基本サービス費	サービス体制加算		食費	居住費	利用日数	送迎片道 184円	処遇改善 加算	1日当たり の目安
要支援1	512	18	第1階層	300	820	× 利用日 数(A)	送迎回数 (B)	8.3% ※1	1,893
			第2階層	390	820				1,983
			第3階層	650	1,310				2,733
			第4階層	1,380	1,970				4,123
要支援2	636	18	第1階層	300	820				2,028
			第2階層	390	820				2,118
			第3階層	650	1,310				2,868
			第4階層	1,380	1,970				4,258

※加算内訳

看護体制加算(Ⅰ及びⅡ)	12円(一日)
サービス提供体制強化加算	18円(一日)

※1 介護職員処遇改善加算 所定単位数(A+B)に8.3%を乗じた単位

※介護保険負担限度額認定

(第1階層該当者)	市町村税非課税世帯であり、老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
(第2階層該当者)	市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満の方
(第3階層該当者)	市町村税非課税世帯であり、第2階層以外の方
(第4階層該当者)	上記以外の方

上記該当者であり、預貯金が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下